

遺言公正証書の有無検索について

平成元年以降に公正証書遺言を作成した場合、どこの公証役場でも検索できます。

平成元年以前に作成したと思われる場合、同遺言を作成した公証役場には記録が残っていますが、これを作成していない公証役場では検索できません。

検索を依頼する場合の必要書類

1 公正証書遺言を作成したかもしれない方が亡くなっている場合

(1) 相続人が検索を希望する場合

- ①遺言をしたかもしれないと思われる方の除籍謄本（死亡確認のため）
- ②相続人と遺言をしたかもしれないと思われる方の関係を示す戸籍謄本
- ③検索を依頼する方の身分証明書（運転免許証，パスポート，写真付住民基本台帳カード等）と認印

(2) 相続人死亡で、代襲相続人が検索を希望する場合

- ①代襲相続人であることを証明する戸籍謄本
- そのほか，(1)①③が必要です。

(3) 相続人ではない方が，自分が受遺者になっていると考えて検索を希望する場合

- ①受遺者であることが想定できる資料及び説明(利害関係人か否かの判断に必要)
 - ②受遺者が親族である場合，戸籍謄本等
- そのほか，(1)①③が必要です。

(4) 相続財産管理人が検索を希望する場合

- ①依頼者が相続財産管理人であることを明らかにする家庭裁判所の決定
- そのほか，(1)①③が必要です。

(5) 他人（会計士・司法書士など）や相続人ではない親族は，相続人の委任がなければ応じられません。委任を示す次の書類が必要です。

- ①相続人の遺言検索に係る委任状（相続人の実印が押印されたもの）
 - ②委任者の3か月以内の印鑑登録証明書
 - ③代理人の身分証明書（運転免許証等）と認印
- そのほか，(1)①②，又は(1)①，(2)①が必要です。

2 公正証書遺言を作成した方がご存命の場合，遺言者に限り謄本の請求ができます。

以上